

## DB年金に係る最近のトピックス

～ 平成20年10月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成21年3月



三菱UFJ信託銀行

# 目次

1.	<u>運営に関するトピックス</u>	… 2 頁
	(1) 規約変更時の緩和措置等に係る省令通知改正	… 3 頁
	(2) 総合型DBの設立・編入	… 5 頁
2.	<u>財政・掛金に関するトピックス</u>	… 6 頁
	(1) 掛金引上げ猶予の新聞報道について	… 7 頁
	(2) 平成21年度の予定利率について	… 8 頁
3.	<u>給付設計に関するトピックス</u>	… 9 頁
	(1) 給付設計自由度向上等	… 10 頁
	(2) 遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について	… 12 頁
4.	<u>その他の動き</u>	… 13 頁
	(1) 退職給付会計見直しの動向	… 14 頁
	(2) 退職給付会計の割引率の基準改正に伴う実務指針の改正	… 17 頁
	(3) DCマッチング拠出等に係る法案提出について	… 18 頁
5.	<u>【ご参考】平成20年10月～平成21年3月の年金ニュース</u>	… 19 頁

# 1. 運営に関するトピックス

# 1 - (1) 規約変更時の緩和措置等に係る省令通知改正

- DB年金、確定拠出年金(DC)、および厚生基金の規約変更について、以下の内容を趣旨とする省令・通知改正が実施された。
  1. (承認認可事項から)届出事項(事後に遅延なく届出る)とする規約変更内容の拡大
  2. 添付書類等の整理

## 1. 新たに届出事項とする規約変更内容(主なもの)

- ✓ 年金支給回数の追加 (DC)
- ✓ 事業年度の変更 (DB・DC)
- ✓ ホ-死'リティに伴う脱退一時金相当額の移換元名称の変更 (DB)
- ✓ 実質的な内容変更を伴わない変更(条項の移動等) (DB・DC)
- ✓ 事業主の死亡及び破産手続き開始に伴う解散による事業所減少 (DB・厚生)

### 【改正対象】

- DB施行規則
- 通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号
- 通知「確定給付企業年金制度について」平成14年3月29日年発第0329008号
- DC施行規則
- 通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」平成13年9月27日企国発第18号
- 通知「厚生年金基金の設立要件について」平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号

# 1 - ( 1 ) 規約変更時の緩和措置等に係る省令通知改正

## 2. 添付書類等の整理(主なもの)

- ✓ 「労使協議の経緯」は給付に影響しない場合には省略可 (DB)
- ✓ 規約申請時の運営管理機関の勧誘方針、登記事項証明書等の添付は不要 (DC)
- ✓ 事業主の死亡及び破産手続き開始に伴う解散による事業所減少の場合、事業主、労働組合等の同意は不要 (DB・厚年)

(ご参考) 届出事項一覧(規約型DB)

### 1. 軽微な変更(DB施行規則第7条第1項) 1

- ✓ 掛金に関する事項の変更(掛金以外の事項の変更による掛金変更及び加入者負担掛金の変更に関する事項を除く)
- ✓ 事業年度の変更(加入者が掛金負担しない場合に限る)【今回追加】  
加入者が掛金負担をしている場合は、事業年度の変更も加入者にとって影響があるため除外しているとの行政回答です。
- ✓ 脱退一時金相当額の移換元名称の変更【今回追加】
- ✓ 特別掛金額の変更(弾力償却及び定率償却の場合の事業年度の掛金額) 2
- ✓ 資産管理運用契約に関する事項および業務委託契約に関する事項 2、事務費の負担に関する事項の変更
- ✓ 条項の移動等実質的な変更を伴わない変更【今回追加】

### 2. 特に軽微な変更(労働組合等の同意不要:DB施行規則第7条第2項) 1

- ✓ 事業主の名称・住所変更(事業主の増加又は減少を除く)
  - ✓ 実施事業所の名称・住所変更(実施事業所の増加又は減少を除く)
  - ✓ 資産管理運用機関等の名称・住所変更
- 1 基金型についてはDB施行規則第15条、同第18条、DCについてはDC施行規則第5条に同様の定めあり  
2 届出の必要のない軽微な変更(則第10条・同18条)

# 1 - (2) 総合型DBの設立・編入に係る通知発出

➤ 総合型DBの設立、既存総合型DBへの編入、実施後の指導監督に係る、地方厚生局長宛の通知が発出された。

➤ 通知の趣旨は、地方厚生局長宛に以下の周知を行うこと。

平成24年3月末の適格退職年金廃止の受皿制度の1つが総合型DB制度であることの確認  
総合型DBについて相談・助言に応じることの依頼  
その設立・編入等においての下図の留意点に注意すること

(「総合型確定給付企業年金の指導等について」平成20年12月19日年企発第1219001号)

【設立・編入等における留意点】

総合型DBの設立時	全ての事業主が設立前に実施していた各社退職給付制度と当該総合型DB制度との違いについて周知されていることを確認すること
既存の総合型DBへの編入時	編入事業主が編入前に実施していた各社退職給付制度と当該総合型DB制度との違いについて十分説明されていることを確認すること
実地監査	総合型DB制度について適正な事業運営が行われているかどうか等についてきめ細かい指導監督を行うこと

総合型DB年金制度は平成24年3月末の適年廃止に伴う移行先制度として有力な選択肢と考えられるが、適年制度は様々な相違点(休職の取扱い、資格喪失月の取扱い等々)もあり、事前に全ての事業主等に制度内容等の周知を求めたものと思われる。

## 2. 財政・掛金に関するトピックス

## 2 - (1) 掛金引上げ猶予の新聞報道について

- 厚生労働省が企業年金の財政運営ルールを一時的に緩和し掛金引上げの猶予を検討しているとの一部新聞報道等があった。

【緩和策の内容】

	今回検討されている緩和策	昨年の緩和通知
対象	厚生年金基金・DB年金	厚生年金基金のみ
猶予期間	1 - 2年程度	H21年4月1日までに規約変更して H22年3月まで
適用するための条件	長期の財政運営計画の策定など	引上げ後の掛金率の規約への明示

現在のところ報道以外の情報を持ち合わせておりませんが、内容確認次第、別途ご案内いたします。実際の省令等の改正については平成20年度決算結果等を踏まえてから改正するとされているようです。

## 2 - (2) 平成21年度の予定利率について

- 平成21年度における継続基準、非継続基準の予定利率に関する告示改正が行われた。  
 (厚生労働省告示第96号・同第97号・同第98号、「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号)

### 【改正内容】

- ✓ 継続基準(財政運営上)の下限予定利率:年1.5%(厚年基金、DB年金)
- ✓ 非継続基準(最低積立基準額算定)予定利率:年2.44%(厚年基金のプラスアルファ部分、DB年金)  
 一定の手続きを前提に年1.952%~2.928%の範囲内で設定可能  
 厚年基金および基金型DB:代議員会の議決  
 規約型DB:被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

### 【ご参考】

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(1.515%)と5年平均(1.564%)のいずれか低い率を基準に設定される。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.436%)を勘案して設定されている。

年度	適格年金 (下限予定利率)	厚生年金基金			確定給付企業年金	
		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
			代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ部分		
H19	1.7%	1.3%	6.82%	2.20% (1.760%~2.640%)	1.3%	2.20% (1.760%~2.640%)
H20	1.6%	1.4%	3.10%	2.27% (1.816%~2.724%)	1.4%	2.27% (1.816%~2.724%)
H21	(1.5%予定)	<u>1.5%</u>	3.54%	<u>2.44%</u> (1.952%~2.928%)	<u>1.5%</u>	<u>2.44%</u> (1.952%~2.928%)

(注) 下線部が今回明らかになった箇所。  
 非継続基準の代行部分は各年度の4月~12月に適用される率を表記(例 H20年度:4~12月3.10%、翌1~3月 3.54%)。

### **3. 給付設計に関するトピックス**

## 3 - (1) 給付設計自由度向上等

### ➤ 給付設計の自由度向上等を趣旨とする省令・通知改正が行われた。

(「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」 平成21年3月3日年企発第303001号)  
(改正対象: 確定給付企業年金法施行規則平成14年厚生労働省令第22号、「確定給付企業年金法制度について」平成14年3月29日年発第0329008号、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日企年発第0329003号・年運発第0329002号)

【早期に退職した者の給付額は有利となる等、法令の趣旨を逸脱しない範囲で以下の給付設計が可能】

#### 1. 給付額の丈比べ(及び上下限設定)

給付額の丈比べを可能とする。また、丈比べの給付設計を用いる事で給付額自体に上下限を設けることが可能。

#### 2. 給付額算定式の組み合わせ範囲の明確化

給付額算定式の組み合わせとして加減乗除すること、加入者期間、資格喪失事由、労働協約等に規定する職種ごとに異なる算定方法とすることが可能。

#### 3. 給付額算定基礎の拡大

給付額算定基礎として資格喪失事由、年齢、加入者期間、学歴を用いることが可能。

但し、学歴により給付額の差を設ける場合には労働協約等により当該学歴について異なる労働条件が規定されている等の合理的理由が必要。

給付額算定期間 加入者期間となることが必要。ただし、端数処理の結果、給付額算定期間 > 加入者期間となる事は可。

### 3 - (1) 給付設計自由度向上等

#### 4. CB(キャッシュバランスプラン)の弾力化

CB再評価率について加入者期間ごとに異なる再評価率を用いること等が可能。

また、最低保証額を指標連動させる事について、以下を要件として可能と明示された。(従来の指導内容と同様の内容)

指標をあらかじめ規約に定めること

具体的にどのような改定が起こり得るかについて裁定時に受給権者に十分説明すること

全部又は一部を一時金受給できるよう規約に定めること

については裁定時に受給者に十分説明することとされた。(従来は同意が必要とされていた。)

#### 5. 額改定の弾力化

給付の額改定において「別の算定式による給付額へ改定すること」、「一定年齢で改定すること」、「支給開始後の期間を通算して改定すること」が可能。

#### 6. 繰下利率の弾力化

支給開始までの繰下げ乗率について「資格喪失事由」、「資格喪失年齢」、「加入者期間」、「職種」、「繰下期間中の年齢」等により差を設けることが可能。

#### 7. 基準給与等の弾力化

1.5倍を超えるポイント格差を設けること等が可能。(但しポイント格差が過大ではないことが必要)

#### 8. 休職期間等の取扱い明確化

休職等の期間が退職金の算定基礎から除外されている場合等、合理的な理由がある場合には加入者としないうこと等が可能。

#### 9. その他

給付設計等に用いる予定利率および予定死亡率について、従来からの取扱いが明示された。

給付設計上用いた予定死亡率は、給付設計変更の際にも従前のままとすることが可。

### 3 - ( 2 ) 遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について

- これまでは以下「**現行の基準**」を満たさなければならないとされてきたが、今後は または「**追加される基準**」のいずれかを満たせばよい。

(改正対象:DB施行規則、通知「確定給付企業年金制度について」平成14年3月29日年発第0329008号、通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)

#### 現行の基準

老齢給付金の受給権者となったときに各人の

老齢給付金

遺族給付金 <sup>1</sup>

#### 追加される基準

制度全体で

老齢給付金の総給付現価 <sup>2</sup>

遺族給付金 <sup>1</sup>

<sup>1</sup> 障害給付金についても同様。

<sup>2</sup> 各給付の発生確率を見込んだ総給付現価。一般的に死亡率や障害発生率よりも生存脱退確率の方がはるかに大きいため、老齢給付金を上回る遺族・障害給付金の設計が可能になると思われる。但し、毎年度総給付現価の大小関係を確認・報告しなくてはならず、基準に抵触した場合は原則1年以内に給付設計の変更が必要。

## 4. その他の動き

## 4 - (1) 退職給付会計の見直しの動向

- 平成23年を目処に基準見直しを行うにあたり検討項目を絞るため、企業会計基準委員会が「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表した。

論点整理の本文は(財)財務会計基準機構のHP参照 <http://www.asb.or.jp/>

### 論点整理で挙げられた論点

- |                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| 【論点1】 退職給付債務及び勤務費用の会計処理    | 【論点6】 退職給付に係る開示              |
| 【論点2】 年金資産及び期待運用収益の会計処理    | 【論点7】 清算と縮小の会計処理と表示          |
| 【論点3】 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債  | 【論点8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示 |
| 【論点4】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理 | 【論点9】 複数事業主制度の会計処理と開示        |
| 【論点5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示 | 【論点10】 その他の退職後給付             |

### 見直しの流れ

#### < 以前 >

- ・国際会計基準や米国基準で見直しの議論が進められている
- ・日本基準で現行の国際会計基準と異なる点がある
- ・過去の一部改正の議論の際に、検討を先送りした論点がある



#### < 論点整理ペーパー >

- ・論点を幅広く示す 国際的動向や基準間の相違点の情報共有
- ・論点ごとに今後の進め方を示す 日本基準見直しの検討項目の絞り込み



#### < 今後の動き >

- ・コメントを受けて改正内容の検討
- ・2011年に改正基準の公表？

## 4 - (1) 退職給付会計の見直しの動向

### 論点整理で挙げられた項目(主なもの)

以下は、論点整理に基づき弊社にて分類したものです。  
詳細は論点整理の本文にてご確認ください。

#### 基準見直しの検討の中で取り上げると提案された項目

- ✓ 貸借対照表上の即時認識【論点3-2】
  - ・積立状況(退職給付債務と年金資産の差額)を貸借対照表に即時認識することは、米国会計基準では改正済、国際会計基準でもディスカッション・ペーパーで提案されている。
  - ・数理計算上の差異等の費用処理方法とは切り離して考える。
- ✓ 退職給付債務算定時の期間配分方法【論点1-2】
  - ・日本基準は原則として期間定額基準が採用されているが、国際会計基準では給付算定式に基づくことが原則となっており、基準の考え方に相違がある。
- ✓ 重要性基準【論点4-2】
  - ・日本基準では割引率等の変更に関して重要性基準を定めているが、国際会計基準では退職給付会計特有の重要性基準の定めはない。
  - ・回廊アプローチの是非に関する論点も踏まえた十分な議論が必要。
- ✓ 年金資産の開示【論点6】
  - ・国際会計基準では詳細な開示が求められており、米国会計基準では2008年の改正により年金資産の開示が拡充されている。

## 4 - ( 1 ) 退職給付会計の見直しの動向

### 引き続き検討するとされた項目

- ✓ 割引率・予定昇給率の基準、簡便法
- ✓ 期待運用収益率の基準、退職給付信託
- ✓ 数理計算上の差異および過去勤務債務の処理方法、縮小(減額改訂時の取扱い)
- ✓ 損益計算書上の費用の表示
- ✓ 複数事業主制度の会計処理と開示
- ✓ その他の退職後給付

### 国際的な議論と歩調を合わせて検討すると提案された項目

- ✓ 給付債務の評価方法(予測単位積増方式の見直し)
- ✓ 年金資産と退職給付債務の総額表示
- ✓ キャッシュバランスプランの会計処理

## 4 - (2) 退職給付会計の割引率の基準改正に伴う実務指針の改正

- 割引率について、過去の利回りを考慮して決定することができる旨の記述の削除され、期末における利回りである点が明示された。
- 合理的な補正 であれば適用可能と考えられる記述が追加された。
- 適用時期は平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末から。(早期適用可能)

(「会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について」  
「退職給付会計に関するQ&A」の改正について」(平成21年2月17日))

一般に事前のデータを基に退職給付債務が計算されるため、割引率のみ異なる複数の計算結果を準備し期末日における実際の割引率による計算結果を求める方法について、それが合理的な補正方法であれば適用可能であることが示されています。

退職給付に係る会計基準注解 安全性の高い長期の債券について

割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、**期末における**長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。~~なお、割引率は、定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。~~

「期末」を明記

なお書き部分の削除

(ご参考)国債の応募者利回りの推移

	10年国債		20年国債	
	当月	5年平均	当月	5年平均
2004年3月	1.309	1.372	1.931	2.063
2005年3月	1.504	1.337	2.063	1.974
2006年3月	1.622	1.289	2.075	1.928
2007年3月	1.666	1.390	2.050	1.964
2008年3月	1.371	1.490	2.144	2.026

5年平均は、4月～翌年3月の年度平均ベース

## 4 - (3) DCマッチング拠出等に係る法案提出について

- DCマッチング拠出についても法案に盛り込まれ、本人拠出額は拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金額を上回らないこととされた。
- 併せて、厚年基金、DC事業主、DB年金、が確実に給付を実施するため、支給に必要な加入者等の情報(住所情報)を企業年金連合会から収集することを可能とする法案が提出された。(平成23年4月1日施行予定)

(「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律」)

【マッチング拠出限度額案(ご参考)】 「自民党の平成21年度の税制改正大綱」より (<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>)

- ✓ 企業型DCに個人拠出掛金(マッチング拠出掛金)を導入し、全額所得控除の対象とする
- ✓ DC拠出限度額について

### 企業型

イ 他の企業年金がない場合 現行4.6万円/月 5.1万円/月

ロ 他の企業年金がある場合 現行2.3万円/月 2.55万円/月

### 個人型

企業年金が無い場合 現行1.8万円/月 2.3万円/月

## 5. 【ご参考】平成20年10月～平成21年3月の年金ニュース

# 平成20年10月～12月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成20年10月	・厚生年金特例法に係る納付勧奨等の様式例の提示等(事務連絡発出)【厚年】 (No.125)			-	
平成20年11月	・遺族・障害給付の設計に係る緩和措置についての意見募集開始(省令・通知改正)【厚年、DB】 (No.126)				
	・DB・厚年基金の給付設計自由度向上等(意見募集開始)【厚年、DB】 (No.127)				
	・遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について(DB政令公布)【厚年、DB】 (No.128)				
平成20年12月	・遺族・障害給付の設計に係る緩和措置について(省令通知改正)【厚年、DB】 (No.129)				
	・規約変更時の緩和措置等に係る省令通知改正(DB、DC、厚年)【厚年、DB、DC】 (No.130)				
	・退職給付会計の割引率改正に関連する実務指針案等の公表【厚年、DB、適格年金、退職金】 (No.131)				
	・DCマッチング拠出、拠出限度額引上げの方向性について(自民党の税制改正大綱)【DC】 (No.132)				
	総合型DBに係る行政対応についての通知発出【厚年、DB、適格年金】 (No.133)				
	・最低責任準備金の算出に平成21年の適用利率について【厚年】 (No.134)			-	

# 平成21年1月～3月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年1月	・設立事業所の減少に係る「相談事例」の発出(厚年) 【厚年】 (No.135)	-			
	・退職給付会計の見直しに関する論点整理の公表【厚年、DB、適格年金、退職金】 (No.136)				
平成21年2月	・掛金引上げ猶予の方針(厚年・DB)【厚年、DB】 (No.137)				
	・離婚分割移換金の納付に係る通知発出(厚年)【厚年】 (No.138)			-	
	・加算型移行の特例延長に係る意見募集開始(厚年) 【厚年】 (No.139)	-			
平成21年3月	・退職給付会計の割引率の基準改正に伴う実務指針の改正【厚年、DB、適格年金、退職金】 (No.140)				
	・DB・厚年基金の給付設計自由度向上等(省令通知改正)【厚年、DB】 (No.141)				
	・記録突合の事務処理要領(通知発出)【厚年】 (No.142)	-			
	・DCマッチング拠出等の法案提出(DC、DB、厚年)【厚年、DB、その他】 (No.143)				
	・設立事業所の減少に係る「相談事例」の行政回答(厚年)【厚年】 (No.144)	-			
	・平成21年度の予定利率について【厚年・DB】 (No.145)				

# 平成21年1月～3月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年3月	・加算型移行の特例延長に係る通知改正(厚年)【厚年】 (No.146)				
	・本人申出による記録訂正の事務処理について(厚年・通知発出)【厚年】 (No.147)				

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6214-6368  
(受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土日・祝日除く))